

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE1AA00580		6MCS1AA5001 0001		613532659345		NS-C100021C	
品名 または 件名							
リチウム乾電池 BR2/3A ほか9件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
500.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
北処				装一通内山1曹(5455)			
搬入場所				納期または工期			
22号倉庫				令和9年1月31日(日)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和8年6月25日(木)10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 落札決定方法

- ア "品目別"総額により決定する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、同額の場合は抽選とする。

### (3) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条件に違反した入札
- ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- オ 電話、電報及びFAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否  
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。  
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（インフルエンザ等感染防止のため。）
- (1) 郵便入札の要領等
- a 送付先  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部 原価計算課契約班
- b 送付期限  
令和8年6月24日（水）15時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「件名 ” 入札の件名を記入する” 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (1) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認  
郵送により入札を行う者は、発送したのち入札担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時  
令和8年6月30日（火）15時30分
- (1) 郵便入札の要領
- a 送付期限  
令和8年6月30日（火）12時00分（必着）
- b その他の要領  
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 同等品をもって入札をする場合は、令和8年6月17日（水）10時00分までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。  
なお、その合否については入札日前日までに連絡する。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様書に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
北海道補給処 装備計画部 通信電子課 担当：内山（うちやま）  
電話 0123-36-8611（内線5455）
- イ 入札及び契約等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
北海道補給処 調達会計部 原価計算課契約班 担当：安保（あんぼ）  
電話 0123-36-8611（内線5342）  
FAX 0123-36-8719（直通）
- (9) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (1) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (10) 公告掲示期間  
令和8年6月10日～令和8年6月25日

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者を行い社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号		6MCS1AA500580		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定
	調達要求番号	物品番号	品名						使用期限等	引渡場所	搬入場所	検査	
1	6MCS1AA5001	0001	613532659345		EA	500.00			グループ	北処	内山1曹 (5455)		
	リチウム乾電池 BR2/3A												
	仕様書のとおり												
2	6MCS1AA5001	0002	613541645245		EA	25,000.00				北処	内山1曹 (5455)		
	アルカリ乾電池 LR14 (単2形)												
	仕様書のとおり												
3	6MCS1AA5001	0003	BSS4151J00022		EA	2.00				北処	内山1曹 (5455)		
	酸化銀電池 (ボタン) 4SR44												
	仕様書のとおり												
4	6MCS1AA5001	0004	BSS4199J00015		EA	50.00				北処	内山1曹 (5455)		
	リチウム電池 (コイン) CR2430												
	仕様書のとおり												
5	6MCS1AA5001	0005	BSS4199J00033		EA	10.00				北処	内山1曹 (5455)		
	リチウム電池 (コイン形) CR1620												
	仕様書のとおり												
6	6MCS1AA5001	0006	BSS4199J00035		EA	44,000.00				北処	内山1曹 (5455)		
	アルカリ乾電池長期保存型 LR6 (単3形)												
	仕様書のとおり												
7	6MCS1AA5001	0007	BSS4199J00043		EA	16,600.00				北処	内山1曹 (5455)		
	アルカリ乾電池長期保存型 LR03 (単4型)												
	仕様書のとおり												
8	6MCS1AA5001	0008	GS411153127		EA	200.00				北処	内山1曹 (5455)		
	アルカリ乾電池 LR1 (単5形)												
	仕様書のとおり												
9	6MCS1AA5001	0009	SD C053078		EA	600.00				北処	内山1曹 (5455)		
	アルカリ乾電池 (角形) 6LR61												
	仕様書のとおり												



陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
		NS-C100021C	
	一次電池	防衛大臣承認	年 月 日
		作成	令和元年11月27日
		変更	令和8年 5月28日
		作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、通信電子機器等に使用し、北海道補給処で調達する一次電池について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S C 8 5 0 0	一次電池通則
J I S C 8 5 1 3	リチウム一次電池の安全性
J I S C 8 5 1 4	水溶液系一次電池の安全性
J I S C 8 5 1 5	一次電池個別製品仕様

b) 仕様書

D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

製品に関する要求は、表1による。

表1-乾電池の形式・要求事項

番号	品名	形式	使用推奨期限	規格
1	アルカリ乾電池	LR20 (単1形)	4年6か月以上	J I S C 8 5 0 0
2	アルカリ乾電池	LR14 (単2形)	4年6か月以上	J I S C 8 5 1 4
3	アルカリ乾電池	LR6 (単3形)	4年6か月以上	J I S C 8 5 1 5
4	アルカリ乾電池長期保存型	LR6 (単3形)	9年6か月以上	による。
5	アルカリ乾電池	LR03 (単4形)	4年6か月以上	

表1-乾電池の形式・要求事項（続き）

番号	品名	形式	使用推奨期限	規格	
6	アルカリ乾電池長期保存型	LR03（単4形）	9年6か月以上	JIS C 8500	
7	アルカリ乾電池	LR1（単5形）	1年6か月以上	JIS C 8514	
8	アルカリ乾電池（角形）	6LR61	1年6か月以上	JIS C 8515	
9	アルカリ電池（ボタン）	LR44	1年6か月以上	による。	
10	アルカリ電池（ボタン）	LR41	1年6か月以上		
11	アルカリ電池（ボタン）	LR1130	1年6か月以上		
12	アルカリ電池（ボタン）	4LR44	1年6か月以上		
13	酸化銀電池（ボタン）	SR44	1年6か月以上		
14	酸化銀電池（ボタン）	4SR44	1年6か月以上		
15	リチウム乾電池	BR2/3A	4年以上		JIS C 8500
16	リチウム乾電池	CR-2	4年6か月以上		JIS C 8513
17	リチウム乾電池	CR123A	4年6か月以上		JIS C 8515
18	リチウム乾電池	FR6	4年6か月以上		による。
19	リチウム電池（コイン）	BR2325	4年以上		
20	リチウム電池（コイン）	BR3032	4年以上		
21	リチウム電池	CR-P2	4年6か月以上		
22	リチウム電池	CR-V3	4年6か月以上		
23	リチウム電池	2CR5	4年6か月以上		
24	リチウム電池（コイン）	CR1220	4年6か月以上		
25	リチウム電池（コイン）	CR1616	4年6か月以上		
26	リチウム電池（コイン）	CR1620	4年6か月以上		
27	リチウム電池（コイン）	CR1632	4年6か月以上		
28	リチウム電池（コイン）	CR2016	4年6か月以上		
29	リチウム電池（コイン）	CR2025	4年6か月以上		
30	リチウム電池（コイン）	CR2032	4年6か月以上		
31	リチウム電池（コイン）	CR2430	4年6か月以上		
32	リチウム電池（コイン）	CR2450	4年6か月以上		
33	リチウム電池（コイン）	CR2477	4年6か月以上		
34	リチウム電池（コイン）	CR3032	4年6か月以上		

#### 4 品質確認

##### 4.1 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。

##### 4.2 監督検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、次によるほか、商習慣による。

- a) 種類
- b) 収納数量
- c) 使用推奨期限
- d) 契約の相手方の名称又はその略号
- e) 納入年月日

## 6 その他の指示

### 6.1 添付書類

J I Sマークが表示されていないものについては、納入物品の種類ごとに品質保証書を添付する。

### 6.2 その他

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

